

## 妙高市家族と環境にやさしい住宅取得等支援事業 【実績報告】 確認チェックリスト

共通	① ・実績報告書は登記日（所有権保存・所有権移転日）から1ヶ月以内、もしくは令和7年3月31日の <u>どちらか早い日までの提出</u> である。※増改築と家財処分の場合は除く。 ・住宅取得と増改築の両方の補助金を同時に申請した場合は、 <u>中古住宅の増改築等の完了日から起算して1か月以内又は、令和7年3月31日のいずれか早い日までの提出</u> である。	□
	② 転入者は、実績報告日の前日までに妙高市に転入届を提出し住民登録している。	□
	③ 交付申請時の金額から大幅な変更がない。 ※補助金額に変更が出る場合もしくは交付申請時から20%以上の金額変動がある場合は、「変更申請」が必要	□
住宅取得	① 必要な書類が揃っている。 ・記入済みの実績報告書……………□ ・領収書の写し（建物分・土地分）……………□ ・登記簿謄本（建物分・土地分）……………□ ・建築基準法第7条に係る検査済証（建築確認等台帳記載証明書でも可）……………□ ・建物の工事着手前と完成後の写真（新築のみ）……………□ ・創エネ設備の設置状況がわかる写真（該当者のみ）……………□ ・他の補助金の決定通知書（該当者のみ）……………□ ・BELS評価書の写し（交付申請時に未提出の場合）……………□ ・施工証明書（別記様式第6号）（該当者のみ）……………□ ・気密性能試験結果報告書（該当者のみ）……………□ ・創エネ設備について性能が確認できる書類※納品書など（必要な場合）……………□	□
家財処分	① 必要書類が揃っている。 ・領収書の写し……………□ ・作業前・作業後の写真……………□ ・記入済みの実績報告書……………□	□
増・改築	① 市民で令和6年度内に取得した中古住宅は、令和6年度中に売買契約したものである。	□
	② 必要書類が揃っている。 ・領収書の写し……………□ ・着工前・完成後の写真……………□ ・記入済みの実績報告書……………□	□

### 【注意事項】

- 虚偽・不正な申請は交付決定を取消します。また、補助金交付後でも返還を求める場合があります。
- 実績報告において提出期限を過ぎてしまった場合、交付決定が取消となる場合があります。

※他、細かい留意事項等がパンフレットに記載されています。必ずお読みください。